

1 地方公務員の給与について

(1) 給与体系について

地方公務員の給与の中心となるものは「給料」であり、通常、条例により定められた給料表の額が給料として支給されます。給料表は、職種別に、職務と責任の度合いを示す級を横軸として、経験の度合いを示す号給を縦軸として構成されています。個々の職員の級や号給は、各市町の規則で定められた基準・方法に従い決定されます。

この給料を補完するものとして「手当」があり、その種類、額、支給要件についても条例で定めることとされています。

(2) 給与決定に関する原則について

地方公務員法には、給与に関する基準として、「職務給の原則」、「均衡の原則」及び「条例主義の原則」が定められており、これらは給与決定の根本基準といわれています。

① 職務給の原則

地方公務員法第24条第1項には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定されています。これは、給与が職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任の度合いに応じて決定されなければならないという原則を明らかにしたものです。

給料表には級が設定され、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて異なる級を適用することによって、職務給の原則を給与決定に反映する仕組みとなっています。

② 均衡の原則

地方公務員法第24条第2項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されています。この原則は、国家公務員の給与が「生計費」や「民間事業の従事者の給与」の実態を反映した人事院勧告がベースとなって定められることから、市町の職員の給与も国家公務員の給与に準ずることによって実現されるものとされています。

③ 条例主義の原則

給与は条例で定めなければならないと、また、条例の根拠に基づかない限り支給することはできない（地方公務員法第24条第5項等）とされており、議会で制定される条例に基づき支給されることとなります。

(3) 給与等の公表について

職員給与等の公表は、各市町の職員給与の実態を住民が身近に知り得る状態にすることにより、住民の関心を期待し、さらに議会においてより充実した審議が進められ、市町職員の給与について地域住民のより一層の納得と支持が得られるようにする一助として、これまで、市町の自主的な措置として行われていました。

平成16年の地方公務員法の一部改正により、この公表が法律上の責務とされ、対象も給与だけでなく広く人事行政全般とされ、具体的な公表の時期や方法等については、各市町の条例で定めることとなりました。

2 給料表の設定及び構造について

(1) 給料表の設定について

給料表については、基本的に異なる職種には異なる給料表を適用させることが原則です。市町における主な職種としては、一般行政職、技能労務職、医療職、消防職、企業職などがあります。

この設定に当たっては、国の給料表が民間給与との均衡を図るとともに公務員の職務の体系に適合したものとなっていることから、市町においても、同じ公務に従事する以上、国家公務員と同一の職種については、原則として国の給料表に準じた給料表を用いることを基本に、地域住民から広く納得を得るために、地域の民間給与も考慮に入れていく必要があるとされています。

(2) 県内市町の状況について（一般行政職の場合）

① 職務の級の構成（一般行政職）

区分	市	町	計	割合(%)
9級制	1		1	5.0
8級制	4		4	20.0
7級制	6	1	7	35.0
6級制		8	8	40.0
計	11	9	20	100.0

② 給料表の構造について（一般行政職）

ほとんどの市町で国の給料表に準じた構造となっていますが、松山市については、独自構造の給料表を設定しています。

給料表の級数・構造について

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

市町名	給料表の 設定数	一般行政職			技能労務職		
		級数	給料表の構造		級数	給料表の構造	
			国と同じ	国と異なる		国と同じ	国と異なる
松山市	7	9		独自	3		独自
今治市	9	8	○		5	○	
宇和島市	7	7	○		5・7		行(一)を準用 ※2
八幡浜市	6	7	○		4		行(一)を準用
新居浜市	4	8	○		4		行(一)を準用
西条市	3	8	○		1		国の行(二) を基に合成
大洲市	9	7	○		4	○	
伊予市	6	7	○		4	○	
四国中央市	6	8	○		4		行(一)を準用
西予市	5	7	○※1		4	○	
東温市	4	7	○※1		3	○	
上島町	6	6	○		3	○	
久万高原町	6	6	○		3	○	
松前町	3	7	○※1		3	○	
砥部町	4	6	○※1		3	○	
内子町	2	6	○		4	○	
伊方町	6	6	○※1		3	○	
松野町	3	6	○※1		3	○	
鬼北町	4	6	○※1		4	○	
愛南町	5	6	○※1		3	○	

※1 平成 27 年の給与改定の際に県の人事委員会勧告に従った団体

※2 ①旧宇和島市職員・・・・・・・・・・行(一)を準用し4級までの運用

②旧3町(吉田町、三間町、津島町)職員・・・行(二)を準用し5級までの運用

3 給与水準（ラスパイレス指数）について

（1）ラスパイレス指数について

市町の給与水準は、国や他の地方公共団体の給与水準との権衡、当該団体の組織・規模、地域における生計費、民間の給与水準、あるいは財政状況等により判断することとなりますが、議会や住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

市町の給与水準を全国的に比較する方法として、一般的に「ラスパイレス指数」が使われており、各団体においては、当該団体の数値及びその変化に留意する必要があります。

◎ラスパイレス指数とは、

- ・ 地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種、学歴、経験年数等の差を考慮した上で比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもので、その給与水準が国より高い場合は 100 を超え、低い場合は 100 未満となります。
- ・ なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 20% の地域手当が支給されておりますが、この地域手当は、ラスパイレス指数には反映されていません。

（2）県内市町の状況

① 平成 30 年 4 月 1 日現在の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在で、全市町が 100 未満となっています。

県内市平均は 96.8、県内町平均は 92.2 で、平成 29 年度と比較して、市平均は 0.1 ポイントの減、町平均は 0.6 ポイントの増となっています。

③ ラスパイレス指数の推移

県内市町の平成 24 年度から 30 年度の指数の推移を見ると、市では全国平均よりおおむね 2 ポイント程度下回り、町では全国平均よりおおむね 4～5 ポイント程度下回る状況で推移しています。

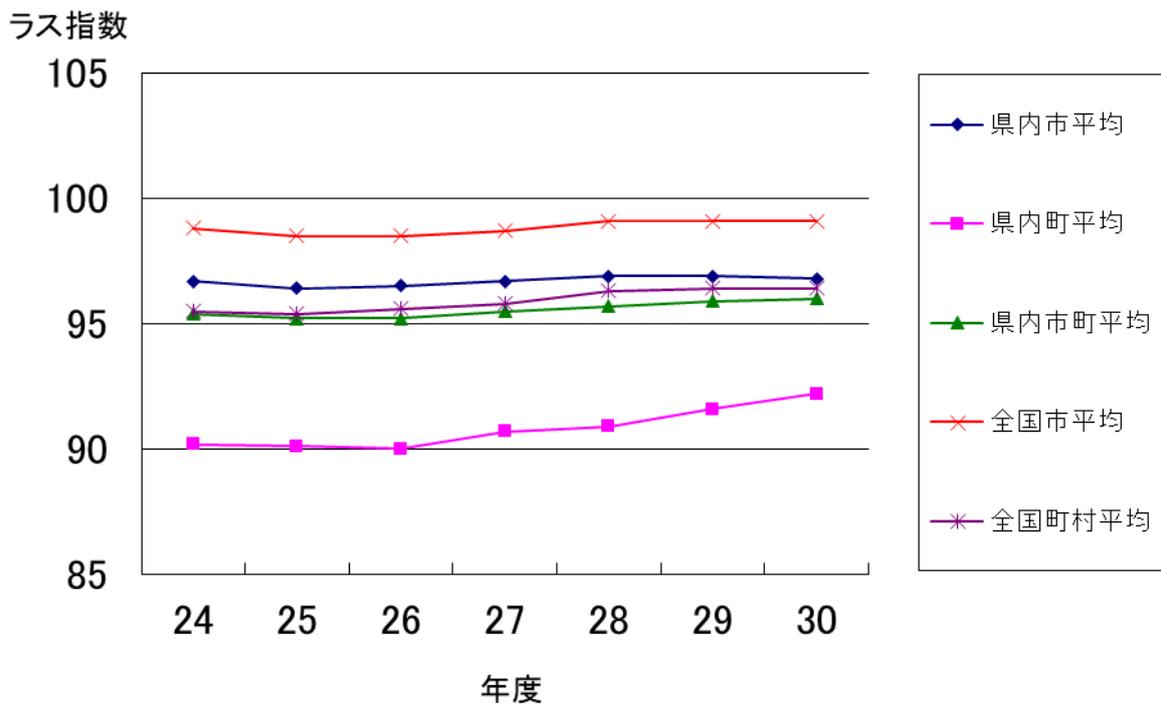
第1表 県内市町の団体区別ラスパイレス指数（一般行政職）

〔この表のポイント〕 平成24年度及び25年度のラスパイレス指数については、参考値として、臨時特例法による国家公務員給料の削減措置がないとした場合の数値を算出しています。

本県の市町の給与水準は、全国の地方公共団体の給与水準と比較して、低い傾向にあります。特に町の水準は、より低い傾向にあります。

年度	24		25		26	27	28	29	30	29→30 増減
	指数	参考値	指数	参考値						
県内市平均	104.6	96.7	104.4	96.4	96.5	96.7	96.9	96.9	96.8	△0.1
県内町平均	97.6	90.2	97.5	90.1	90.0	90.7	90.9	91.6	92.2	0.6
県内市町平均	103.2	95.4	103.0	95.2	95.2	95.5	95.7	95.9	96.0	0.1
全国市平均	106.9	98.8	106.6	98.5	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	0.0
全国町村平均	103.3	95.5	103.2	95.4	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	0.0

ラスパイレス指数の推移



※上記のグラフは、参考値（臨時特例法による国家公務員給料の削減措置がないとした場合の数値）をベースとしたもの

第2表 県内市町のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

〔この表のポイント〕 本県の各市町のラスパイレス指数の分布状況は、全ての市町が100未満であり、国より高い水準にある団体はありません。

（単位：団体）

区 分	平成 15年度	平成 29年度	平成 30年度	増 減	
				15→30	29→30
105以上	—	—	—	—	—
100～105	2	—	—	△2	△1
95～100	11	7	8	△3	1
95未満	56	13	12	△44	△1
県内市町計	69	20	20	△49	—

※県内市町村数は、市町村合併により減少しています。

【市町のラスパイレス指数の分布状況（平成30年4月1日現在）】

ラス指数	団体数	団 体 名
100以上	0	—
95以上100未満	8	松山市 99.8、新居浜市 99.7、四国中央市 98.3 八幡浜市 97.5、伊予市 96.7、東温市 95.4 宇和島市 95.2、今治市 95.0
90以上95未満	12	砥部町 94.9、西条市 94.5、大洲市 94.3 松前町 94.0、鬼北町 93.9、松野町 93.7 西予市 92.6、久万高原町 91.5、上島町 91.4 伊方町 91.2、内子町 91.0、愛南町 90.2
計	20	市町平均 96.0、市平均 96.8、町平均 92.2

第3表 県内市町のラスパイレス指数（一般行政職）

〔この表のポイント〕 平成29年度と30年度の比較では、一部の市町で指数が低下しているものの、全体としては微増傾向となっています。

市 町 名	平成30年度	平成29年度	増 減
			29→30
松山市	99.8	99.8	0.0
今治市	95.0	94.8	0.2
宇和島市	95.2	95.1	0.1
八幡浜市	97.5	97.8	△ 0.3
新居浜市	99.7	99.6	0.1
西条市	94.5	94.5	0.0
大洲市	94.3	94.2	0.1
伊予市	96.7	96.7	0.0
四国中央市	98.3	98.3	0.0
西予市	92.6	92.7	△ 0.1
東温市	95.4	95.2	0.2
上島町	91.4	89.5	1.9
久万高原町	91.5	91.4	0.1
松前町	94.0	93.7	0.3
砥部町	94.9	93.9	1.0
内子町	91.0	92.1	△ 1.1
伊方町	91.2	90.4	0.8
松野町	93.7	94.8	△ 1.1
鬼北町	93.9	93.9	0.0
愛南町	90.2	89.0	1.2
県内市平均	96.8	96.9	△ 0.1
県内町平均	92.2	91.6	0.6
県内市町平均	96.0	95.9	0.1

4 初任給基準額について

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

市町名	一般行政職の初任給基準額			
	大学卒 (試験)	短大卒 (試験)	高校卒 (試験)	高校卒 (選考)
松山市	184,800	165,700	151,500	147,100
今治市	182,600	162,700	149,300	144,900
宇和島市	179,200	159,800	147,100	142,600
八幡浜市	179,200	159,800	147,100	142,600
新居浜市	179,200	159,800	147,100	142,600
西条市	179,200	159,800	147,100	142,600
大洲市	179,200	159,800	147,100	142,600
伊予市	179,200	159,800	147,100	142,600
四国中央市	179,200	159,800	147,100	142,600
西予市	183,312	163,334	149,882	145,465
東温市	181,605	162,029	148,777	144,260
上島町	179,200	159,800	147,100	142,600
久万高原町	179,200	159,800	147,100	142,600
松前町	179,898	160,423	147,673	143,156
砥部町	179,898	160,423	147,673	143,156
内子町	179,200	159,800	147,100	142,600
伊方町	183,312	163,334	149,882	145,465
松野町	179,898	160,423	147,673	143,156
鬼北町	183,312	163,334	149,882	145,465
愛南町	183,312	163,334	149,882	145,465
県の基準	186,524	166,346	152,090	147,673
国の基準	179,200	159,800	147,100	142,600

5 職員の平均給料月額等について

(1) 県内市町の状況

職員に毎月支払われる平均的な給料月額の県内市町の平均は、一般行政職では平均年齢 43.3 歳で、312,200 円、技能労務職では、平均年齢 46.4 歳で、254,800 円となっています。

市と町の比較では、給料月額では、おおむね市の職員の方が町の職員より高く、平均年齢では、おおむね町の職員の方が市の職員より高い傾向にあります。

(2) 国家公務員との比較

① 一般行政職

県内市町職員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 18,600 円上回り、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干低くなっています。

② 技能労務職

県内市町職員（技能労務職員）と国家公務員（行政職俸給表（二）適用職員）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 17,600 円上回っており、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干低くなっています。

(3) 独自の給与削減措置

財政事情等を考慮した給与抑制のための措置として、県内の複数の市町において、これまで給料、諸手当等の減額措置を実施してきました。

平成 30 年 4 月 1 日現在では、独自削減措置を行っている市町はありません。

職員数、平均給料月額、平均経験年数及び平均年齢

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

市町名	一般行政職				技能労務職			
	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)
松山市	1,867	3,195	19.4	41.9	304	3,393	30.3	51.4
今治市	817	3,249	22.2	44.7	31	2,842	27.3	50.4
宇和島市	401	3,136	20.9	43.3	32	3,350	31.0	51.7
八幡浜市	237	3,230	20.8	43.4	11	3,264	28.8	49.5
新居浜市	511	3,347	21.6	43.6	26	3,646	37.6	55.9
西条市	592	3,078	19.8	42.3	56	2,820	29.1	52.0
大洲市	318	3,248	23.3	45.0	33	2,709	35.5	53.9
伊予市	234	3,147	20.0	42.4	11	2,629	26.3	52.5
四国中央市	529	3,329	21.4	43.4	6	3,256	28.1	51.3
西予市	402	3,025	20.4	42.6	20	2,528	23.1	51.6
東温市	180	3,057	19.9	42.2	10	2,462	25.9	48.5
上島町	116	2,802	19.3	41.7	15	2,069	11.3	40.8
久万高原町	156	3,102	23.3	44.9	10	2,685	24.7	54.4
松前町	134	3,139	21.8	44.0	4	2,313	23.2	47.4
砥部町	121	3,081	21.4	43.5	5	2,560	26.3	53.2
内子町	162	3,110	23.5	45.0	12	2,652	29.5	55.0
伊方町	131	2,987	23.1	44.2				
松野町	57	2,943	18.8	40.3				
鬼北町	94	3,157	21.8	43.4	5	3,168	34.3	54.4
愛南町	230	3,070	23.2	44.9	16	2,619	29.5	53.4
市計・平均	6,088	3,186	20.9	43.2	540	2,991	29.4	51.7
町計・平均	1,201	3,043	21.8	43.5	67	2,007	19.9	39.8
市町計・平均	7,289	3,122	21.3	43.3	607	2,548	25.1	46.4
国計・平均	140,093	3,298	21.7	43.5	2,553	2,868	29.9	50.7

6 特殊勤務手当について

(1) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、

- ・ 著しく危険、不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、
- ・ 給与上特別な考慮を必要とし、
かつ、
- ・ その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの

に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当です。

勤務の特殊性について、その主要な要素とそれに対応する特殊勤務手当の国の例を挙げれば次のとおりです。

- ① 著しい危険を伴うもの：高所作業手当、坑内作業手当、爆発物等取扱手当 等
- ② 著しい不快を伴うもの：死体処理手当 等
- ③ 不健康であるもの：防疫作業手当 等
- ④ 困難であるもの：道路上作業手当、夜間特殊業務手当 等

(2) 県内市町の状況

市町にあっては、行政の複雑化、多様化に伴って手当の種類も多くなっており、県内では、全20市町において特殊勤務手当の制度が設けられていますが、その内容については、個々に支給対象、支給基準等の精査が進められています。

なお、下記のような手当については、上記(1)の基準に照らして、特に不適切とされていますが、県内市町で特に不適切とされる手当を支給している団体はありません。

※特に不適切とされる手当の例

- ・ 窓口事務手当
住民に接する住民登録等の窓口業務に従事した場合に支給
- ・ 自動車運転手手当
自動車の運転を本務とする者が公用車を運転した場合に支給
- ・ 年末年始勤務手当
年末年始に勤務をした場合、休日勤務手当以外に支給
- ・ 企業手当
公営企業の本庁に勤務する職員に支給

特殊勤務手当について（平成 30 年 4 月 1 日現在）

市町名	特殊勤務手当数				計
	A	B	C	D	
松山市	8	0	2	0	10
今治市	7	0	14	0	21
宇和島市	3	0	16	0	19
八幡浜市	3	0	17	0	20
新居浜市	10	2	14	0	26
西条市	6	1	6	0	13
大洲市	2	1	16	0	19
伊予市	2	0	3	0	5
四国中央市	5	2	19	0	26
西予市	3	0	6	0	9
東温市	4	1	12	0	17
上島町	1	0	5	0	6
久万高原町	0	0	7	0	7
松前町	2	0	2	0	4
砥部町	2	0	1	0	3
内子町	2	0	1	0	3
伊方町	3	0	5	0	8
松野町	0	0	1	0	1
鬼北町	3	0	4	0	7
愛南町	3	1	20	0	24
県内市計	53	7	125	0	185
県内町計	16	1	46	0	63
県内市町計	69	8	171	0	248

A…国が特殊勤務手当（人事院規則 9-30 第 2 条）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当

B…A 以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けられている手当

C…A 又は B 以外の手当

D…C のうち、特に不適切とされる手当

7 特別職の給料（報酬）について

（平成 30 年 4 月 1 日現在、単位：円）

市町名	市町長	副市町長	企業管理者	教育長	議 長	副議長	議 員
松山市	1,030,400	845,100	692,800	692,800	732,000	654,000	623,000
今治市	982,000	807,000		669,000	585,000	529,000	492,000
宇和島市	855,000	678,000	678,000	597,000	437,000	373,000	354,000
八幡浜市	855,000	663,000		553,000	398,000	325,000	299,000
新居浜市	956,000	731,500		658,000	572,000	518,000	482,000
西条市	913,000	721,000		602,000	456,000	393,000	366,000
大洲市	871,000	676,000	565,000	565,000	447,000	370,000	344,000
伊予市	735,300	603,900		522,700	409,000	333,000	305,000
四国中央市	950,000	700,000		617,000	481,000	424,000	391,000
西予市	868,200	673,200		562,600	433,600	353,100	323,000
東温市	845,000	670,000		571,000	396,000	323,000	297,000
上島町	724,000	594,000		544,000	234,000	189,000	171,000
久万高原町	770,000	616,000		554,000	265,000	199,000	185,000
松前町	864,000	686,000		605,000	380,000	310,000	290,000
砥部町	784,000	632,000		570,000	319,000	260,000	239,000
内子町	748,000	605,000		548,000	263,900	213,400	200,800
伊方町	785,000	626,000		553,000	272,000	225,000	208,000
松野町	675,000	535,500		508,200	213,000	178,000	163,000
鬼北町	731,000	584,000		520,000	240,000	188,000	173,000
愛南町	770,000	625,000		570,000	286,000	227,000	181,000
県内市平均	896,445	706,245	645,267	600,918	486,055	417,736	388,727
県内町平均	761,222	611,500		552,467	274,767	221,044	201,200
県内市町平均	835,595	663,610	645,267	579,115	390,975	329,225	304,340

※松山市、伊予市及び東温市においては、給料の減額措置を実施しており、本表の金額は減額措置後の金額

8 職員給与等の公表状況について

地方公共団体における職員給与等の公表は、地方公務員の給与や定員管理の状況について透明性を高め、住民の一層の納得と支持が得られるようにするとともに、地方分権に対する国民の理解と共感を得る上で重要な意義を持つものです。

各団体での公表に当たっては、ホームページ、広報誌、広報チラシ等様々な方法により、できるだけ多くの住民に周知を図るよう努めることとされ、また、その内容は、表、グラフなどを用いてわかりやすい工夫を講じることが求められています。